

# 中田直人教授の人と業績

今 橋 盛 勝

## 一 経 歴

中田直人先生が、茨城大学人文学部教授として赴任されたのは、昭和の年号が終わって直ぐの平成元年4月であった。先生は、後述するように昭和32年に弁護士登録されて以来、32年間、弁護士として活躍され、本学部の「裁判法」担当教授に赴任された。それ以来7年が過ぎ、先生をお送りする私達には感慨深いものがある。

先生は、昭和6年1月にお生れになり、昭和22年4月に旧制第4高等学校に入学、25年3月に同高校を卒業され、学生改革に伴い同年9月に金沢大学法文学部法学科第2学年に編入学、28年3月に同大学を卒業されている。先生は、金沢大学3年の11月に司法試験第2次試験を合格されている。

先生は、金沢大学を卒業してすぐに司法修習生にはならず、28年4月には東京大学大学院法学政治学研究科修士課程（刑事法専攻）に進まれ、30年3月に終了されている。4月に司法修習生（第9期）になり、32年4月に終了し、直ちに弁護士登録（東京弁護士会）されている。

同時に、32年4月に東京大学大学院法学政治学研究科博士課程に進学し、9月に退学されている。

永年にわたる弁護士の時代において、弁護士として活躍されたことは言うまでもないが、東京弁護士会常議員会議長の要職も歴任され、民科法律部会、日本刑法学会の会員でもあった。

本学部に赴任されてからも、誠実なお人柄、問題の所在を的確に把握する力量、筋を外さず円滑に運営される資質が評価され、人文図書室運営委員長、地方行政教室主任、社会科学科会議議長に選出され、平成6年3月から今日まで、茨城大学附属図書館長の任に当たられ、評議員として教養

部廃止に伴うかなり大きな「大学改革」に関与された。

大学教育の面では、先生は主に「裁判法」「刑事訴訟法」と「裁判法ゼミナール」を担当された。裁判法、訴訟法専任教官ポストの拡充、教育の充実は法学関係教官と学生の永年の念願であり、学生増に伴う臨増ポストの一つとして「裁判法」にまとまったはそうした歴史と背景があったからである。先生は、刑事訴訟法の講義も快諾され、裁判法と共に、講義案内は詳細であり、講義等の教育内容と指導は充実したものであり、裁判法ゼミナールを希望する学生は多く、大学院担当科目「司法制度論研究」を受験する学生は続いている。他大学大学院博士課程に進学する卒業生もいる。

そうした教育効果は、先生の講義等が長い司法実務経験、裁判過程への深い関わりと研究の蓄積に裏打ちされたものであり、人権と民主主義のあり方を問い続ける真摯な姿勢があるからではないかと、私は考えている。さらに、先生の教育と指導には学生への熱い思いがあり、丁寧さであった。

## 二 研究の業績

中田直人教授の研究業績は後記するように多い。刑法学・刑事法学的な確かな判断はできないが、いくつかを紹介することにした。

修士論文（昭和30年）は、「確信犯に関する研究」（200字、1280枚）であるが、若き日の先生の問題意識、研究への着手を示したものとして注目される。その論文では、ドイツ、オーストリア、フランス、イギリス等各国において発表された政治犯を含む確信犯罪・確信犯人に関する哲学・政治学・刑法学・刑事学・生物学的緒論説等を分析批判し、構成要件該当性・違法性・有責性を中軸

とする伝統的刑法理論によっては、確信犯に対する処罰の正当性を主張することができないことを論証し、併せて犯罪論、特に責任論を再構築する必要性を指摘したものである。

先生を含む松川運動史編纂委員会編著による『松川運動史全史—大衆の裁判闘争の15年』は、A5版938頁という大著であるが、「松川裁判闘争の諸問題」（岡林辰雄共同署名）を執筆し、大衆の裁判闘争の全貌の解明、年表・資料・文献等の作成に尽力されている。

市民法レベルにおける刑法の役割の視角から編集された『市民と刑法—刑法改正問題を考える』では、「治安の維持と刑法」を執筆されている。

マルクス主義法学の理論的成果を集約することをめざした『マルクス主義法学』の第1巻に「戦後日本の裁判闘争」を執筆されている。

先生を含む編集委員会名義になっている『メーデー事件裁判闘争史』（A5版822頁）の内、沼田稲次郎と塩庄庄兵衛の解説論文を除き、本文全12章（709頁）は、中田教授によって執筆されている。

『現代司法の課題—松井康浩弁護士還暦記念』において「刑事司法と警察」を執筆されている。

本学に赴任してからの研究業績として、「茨城大学政経学会雑誌」と「茨城大学人文学部紀要（社会科学）」の2本の論文に触れておきたい。

1つは、「確固とした法的存在【医療生協】—【大塚鑑定書】【埼玉県医師会所見】を批判する—」である。そこでは、医療生協が生協法からも医療法からも認められない存在であるかのような見解を批判し、医療生協が産業組合法時代以来長い歴史と実績を持つことを明らかにし、生協の医療活動を予定していた生協法の国会審議を通して、医療生協が確固とした法的存在として認知されていることを指摘している。

もう1つは、「弁護士岡林辰雄と裁判闘争の理論」であるが、岡林の裁判闘争理論が事実による論証と説得に基づく裁判批判の大衆運動による展開をめざしすものであったことを明らかにし、今日に残されている課題を提示している。

詳細には、研究業績一覧を見ていただかなければならないが、刑法研究から永い刑事弁護士としての経験、そして、大学教授としての中田先生の著書、論文を概観すると、先生の問題意識、主戦場は、一つには、警察権力、特に治安警察の実態と濫用を法的に批判し、「法の支配」下に置きつつ、法の限界を明らかにするものであり、もう一つは、メーデー事件・裁判、松川事件・裁判に見られるような裁判闘争・運動の理論的、実践的研究にあるように思われる。特に、指摘しておかなければならないことは、先に紹介したメーデー事件・裁判運動史と松川事件・裁判運動史の編纂、分析の歴史的、理論的意味の大きさである。こうした永年にわたる、広範囲な大きな事件、運動と裁判の全体を資料に基づき分析することは、大学の研究者には難しい。地道な、組織的な資料の収集と分析は、鋭い問題意識、裁判と運動への関わり、そして、事務的能力にすぐれた中田先生をもって初めてできたことではなろうか。

先生が、今後、さらに研究者として、理論的に深められることを私達は切望する。

### 三 〈生きること〉の意味

中田直人教授の「人と業績」の準備をしながら、私は先生の郷里が金沢であり、旧制四高で学び、金沢大学で学んでいることから、郷里を同じくし、金沢に深い関わりを持った二人の知識人を思い起していた。一人は、西田幾太郎であり、もう一人は生涯を通して西田と親交があった鈴木大拙である。二人をつなぐ太い絆は、禅宗・臨済宗であり、座禅の日々であり、修業であった。鈴木大拙【禅と日本文化】（岩波新書）は私の生まれる半年ほど前の昭和15年の書であるが、60刷りを重ねている。その序を西田が書いている。【大拙と幾太郎】（朝日選書）はそれぞれの生き方と生涯にわたる深い関係を記している。上田【西田幾太郎—人間の生涯ということ】（岩波書店）は、その生涯を〈人生〉〈歴史的社会的生〉〈境涯〉の三様相から考察し、〈生きること〉の意味を問うたものである。学生時代に『善の研究』を求めながら、難

解な文章と内容に当時の私は歯が立たず観念論哲学と退け、河上肇『自叙傳』（岩波新書、全五巻）、『獄中日記』（前同、全二巻）と幾つかの評伝を読み、学びながら、30数年、西田について全く知識を持たなかったが、『西田幾太郎』等を通じて、その生涯、生き方、家族、交友関係に惹かれるものがある。

中田先生の「経歴、業績と人」についても、〈人生〉〈歴史的社会的生〉〈境涯〉の三様相から考察すべきではないか、形式的、儀礼的な「人」の評価は先生に失礼ではないかと思う。

先生の経歴と研究業績を一貫しているのは、〈人権、裁判、大衆運動と平和〉のモチーフであるように思われる。法律家の国際的連帯と〈民主主義〉を加えるべきであろう。戦後の民主主義法学の系譜に属し、弁護士として重要な担い手であったことは間違いない。それは、まさに〈歴史的社会的生〉そのものであり、メーデー事件・裁判と松川事件・裁判への係わり方はその時期の先生の〈人生〉であり、また、それに深く関わっていたのでないかと思われる。

ご自分のことを「事務局屋」と言われ、「メモ魔」と言われる時（「法と民主主義」1991年5、6月合併号）、自由法曹団、総評弁護団、日本国際法律家連絡協会（現日本国際法律家協会）、いまはない護憲弁護士団、そして、日本民主法律家協会と、いくつもの団体の事務局のお仕事をされてこられた生き方と自負がその背後にある。数多くの弁護団の事務局も経験されている。しかし、いくつもの事務局を同時に兼ねたことはあまりなく、自分の仕事として集中する事務局が一つあり、精一杯の努力をされている。

事務局の仕事について次のように言う。

「事務局の仕事は、なにをおいても多くの人びとを結集し、団体・組織の総力をあげるには、なにをいかにすべきかに日夜配慮することである。諸闘争との結合をはかるため、情勢全体の中でそれぞれの活動の意義と役割、相互の関連を正確に認識し、必要なときに必要な課題で統一し、団結し、力を集中できるように準備することである。だか

ら、事務局は、団体・組織の実情に通暁するとともに、情勢全体を的確に把握していなければならない。しかも事務局は、理事会・幹事会など執行部にとって代わるものであってはならず、それを補助する立場にある。

だからといって私は、事務局の仕事を「縁の下」の力持ちなどと考えたことは、さらさらない。だいいち、多くの人びとの知恵と力を一つに集め、その団体・組織がめざした方向に、人ともを動かすのは、軍師の器にしてよくなうるところではないか。確かに表向きのカッコよさや栄誉は、事務局員には縁遠いことが多い。しかし、その存在は、団体・組織に不可欠であり、そのはたらきは団体・組織の質と量を決定する」（前掲「法と民主主義」）。

また、事務局としての「判断を誤ったときは、深く泥をかぶるという気持ちがつねにはたらいていた」という。中田先生の「人と思想、生き方」を垣間見ることができ文章である。それは、ある時代状況と法律家・刑事弁護士という場における「歴史的社会的生」である。

戦後50年という今、同じ法律家であっても、年代と専門領域によって、また、立場によって問題意識と課題は相当違ってきている。法現象が複雑になり、戦後の一時期のように、「宮沢憲法学」「我妻民法学」「田藤刑法学」「田中行政法学」等の様な大家による体系が生まれなくなっており、細分化・分業化し、タコ壺化していることもあるが、人権・法・民主主義の価値そのものが問い直され、今日的に深められ、新たに創造されなければならないからであろう。

中田先生が少壮弁護士として、昭和三二年、初めて法廷に立ったのは佐賀県教組勤務評定事件であるが、教育裁判・教育運動や教育法理論にしても、「日教組一文部省・教育委員会」「教師の教育の自由・教育権—国家の教育権」という枠組みの有効性が問われ、学校のありよう、子どもの学習権・人権、父母の教育権との関係性、相対化が問われている。

この原稿を書く途中でも、新潟・千葉のいじめ

自殺事件、福岡の体罰死亡事件と福岡地裁判決、内申書等、個人教育情報開示についての報道機関からの問い合わせ、市民運動からの相談が続いている。不愉快なこともないではないが、「歴史的社会的生」を続けるしかない。

人権、民主主義の思想・理論と実践の質とともに、

そうした思想、実践を担える主体的力量、人格、持続しうる日常の心と態度を自らに問わなければならない。中田先生の人柄と生き方はそれらを統合し、それらの表現かもしれない。教えを請いたいと思う。